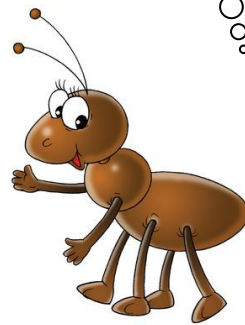


# あなたはどちらのタイプ？

今さえよければ、、、

今もこれからも大切！



## 冬（老後）に備えた準備は大丈夫ですか？



公的年金の保険料は、2017年まで毎年引き上げ  
⇒国民年金保険料の場合、毎年3,360円の上昇



一方で、公的年金が受取れる年齢は、段階的に引き上げ  
⇒昭和36年4月2日以降生まれの男性の場合は、65歳からの受取り



国の社会保障制度は、抜本的な改革が待ったなし  
⇒給付水準の見直し、消費税の増税など財源確保を含めて検討

**CHECK**

老後の最低日常生活費は、

**平均月額22.3万円**

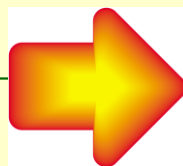
60歳から65歳までの5年間で

**1,338万円が必要**

\*生命保険文化センター「生活保障に関する調査」<平成22年度>夫婦2人で送る老後生活

**自助努力による老後の資産形成がますます重要に！**

**掛金が全額所得控除となる個人型確定拠出年金（401k）の概要はこちら**



**個人型確定拠出年金（401k）は、  
掛金が全額所得控除となる個人貯蓄の年金制度です！**

年収700万円、課税所得金額400万円の方が、毎月2万円積み立てた場合、



**毎年7.2万円  
節税できます！**

<所得税・住民税合算税率 30%>

月額掛金は、5,000円から加入資格によって異なります。

掛金  
限度額

**会社員等（第2号被保険者）**

（企業年金のない60歳未満の従業員）\*

**年間276,000円**  
（月額 23,000円）

**自営業者等（第1号被保険者）**

（60歳未満の国民年金第1号被保険者）

**年間816,000円**  
（月額 68,000円）

\* 厚生年金基金などの企業年金制度を実施していない厚生年金被保険者

**確定拠出年金制度の特徴**

- ◆ 確定拠出年金は、加入者自らが運用商品を選択して、その運用結果に基づいて給付額が決まる制度です。
- ◆ 積み立てた資産は、原則60歳以降、年金または一時金で受取れます。
- ◆ 掛金は、全額が所得控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

**【ご注意点】**

確定拠出年金では、運用リスクはご本人が負い、原則60歳まで掛金を途中で引き出すことは出来ません。また、掛金とは別に事務費が必要となります。お申込みにあたっては必ず「個人型確定拠出年金スタートキット」をご覧ください。



**まずはお気軽にご相談ください。**

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL03-5424-0101(大代表)

ホームページアドレス <http://www.aioinsaysidowa.co.jp/>

お問合せは



フォーオールクラブ株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-5-15 荳栄建物ビル6階

TEL03-5342-2511

ホームページアドレス <http://www.forallclub.jp/>